



(趣旨)

1 熱中症対策では、極端な高温の発生時に暑さを避ける場の利用促進が重要なため、気候変動適応法^{※1}が改正され、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）^{※2}を市町村長が指定できるようになりました。

市では、熱中症による健康被害を防止し、住民の生命と健康を守るため、市内の公共施設（市役所、市民センター、コモッセ等）と民間施設をクーリングシェルターとして指定したいと考えています。

については、クーリングシェルターを運用し、市と共に熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

※1 気候変動適応法…地球温暖化などの気候変動に対する適応を推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律

※2 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）…冷房設備を有し、熱中症特別警戒アラート発表時に不特定多数の者へ開放される施設。施設によっては熱中症警戒アラート発表時から不特定多数の者へ開放される（協力可能施設）

(実施内容)

2 クーリングシェルターは、住民の休息場所として主に次の内容を実施します。

- (1) 各施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルターである旨を表示したポスター等の掲示
- (2) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内（問い合わせがあった場合）及び避難者のうち、熱中症による体調不良者への対応（施設で定めている方法による）
- (3) 休息用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので可）
- (4) 空調の適切な管理

(指定基準)

3 クーリングシェルターの指定基準としては、次の事項とします。

- (1) 適当な冷房設備を有する施設
- (2) 市を含む区域に熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）^{※1}（協力可能施設では熱中症警戒アラート）が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること
- (3) あらかじめ定める受け入れ可能人数に応じた住民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること

※1 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）…熱中症による重大な健康被害が生じるおそれがある場合に発表される熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）^{※2}より一段

上の情報

※2 熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）…熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの情報を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促す情報

（施設運用期間）

4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症警戒アラート運用期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日。令和8年度は4月22日～10月21日）とします。なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

（募集期間）

5 令和8年10月21日まで。

（応募方法）

6 別紙応募用紙に必要事項を記載のうえ、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかでの提出、もしくは、市ホームページ内LOGOフォーム（下記QRコードからもアクセスできます）に必要事項を入力の方法によって、鹿角市健康福祉部すこやか子育て課にお申し込みください。

（今後の流れ）

7 今後の事業の流れは、次のとおりとなります。

①クーリングシェルターの登録申込→②申込内容審査→③協定締結→④クーリングシェルターとして登録

（物資の配布、情報の提供）

8 市は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布、情報の提供を行います。

(1) クーリングシェルターである旨を表示したポスター等の掲示

(2) 熱中症予防に関する啓発資料の配布

(3) 熱中症特別警戒アラート発表時の情報提供（翌日の最高暑さ指数の予測値を判断し、午後2時頃に発表されます。協力可能施設には熱中症警戒アラート発表時の情報提供（最高暑さ指数の予測値を判断し、前日午後5時頃及び当日午前5時頃に発表されます。))

（その他）

9 上記で定める以外の事項は下記により定めるほか、都度、各施設管理者と協議のうえ定めます。

- (1) クーリングシェルター選任の人員配置はありませんので、通常業務の範囲内での対応をお願いします。
- (2) クーリングシェルター指定による休憩用いすの購入や開放時冷房使用電気代、既設給水機の使用料等の費用助成はありません。
- (3) クーリングシェルターを利用した避難者が施設等に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償の責任を負いません。
- (4) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。



鹿角市ホームページ



LOGO フォーム (応募フォーム)

応募・問い合わせ

〒018-5201

鹿角市花輪字下花輪50 鹿角市福祉保健センター内

鹿角市健康福祉部すこやか子育て課健康づくり班

電話：0186-30-0119

FAX：0186-30-1257

メール：kenkou@city.kazuno.lg.jp